

公益財団法人 とかち財団

退職手当に関する規則

公益財団法人とかち財団 退職手当に関する規則

(平成 5 年 8 月 9 日 制 定)

(平成 25 年 4 月 1 日 一部改定)

(平成 26 年 3 月 27 日 一部改定)

(平成 27 年 4 月 1 日 一部改定)

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）就業規則第 42 条の規定に基づき、正職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規則の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職金共済)

第 3 条 財団は職員を被共済者として、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共本部」という。）との間に退職金共済に加入することができる。

(掛金)

第 4 条 機構・中退共本部の掛金は、その全額を財団が負担する。

2 掛金は、基準給与の変動や、社会情勢の大幅な変化等に伴い、随時見直すこととする。

(退職手当の額)

第 5 条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、それらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に別表に定める退職理由に応じた支給率を乗じて計算した退職手当の基本額に、次条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り上げる。

(退職手当の調整額)

第 6 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の中で、次の区分毎に額の多いものから 60 月分とする。

(1) 第 1 号区分	8 級に対応する職員	59,550 円
(2) 第 2 号区分	7 級に対応する職員	54,150 円
(3) 第 3 号区分	6 級に対応する職員	43,350 円
(4) 第 4 号区分	5 級に対応する職員	32,500 円
(5) 第 5 号区分	4 級に対応する職員	27,100 円
(6) 第 6 号区分	3 級に対応する職員	21,700 円
(7) 第 7 号区分	その他	零

(業務によることの認定の基準)

第 7 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の最高限度額)

第 8 条 第 5 条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に 60 を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

- 第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合（第11条第1項各号の一つに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうち財団就業規則第10条の規定による休職（業務上による休職を除く。）、同規則第52条の規定による停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（退職手当の支給方法）

- 第10条 機構・中退共本部から支給される退職金の額が、第5条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）の額より少ないときは、その差額を財団が直接支給する。
- 2 機構・中退共本部から支給される退職金は、職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に交付する退職金共済手帳により支給を受けるものとする。
 - 3 職員が退職したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人（死亡による退職の場合には、その遺族）が機構・中退共本部に対して遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。
 - 4 第1項の規定により財団が支給する退職手当は、職員が退職したときから3ヶ月以内に本人又は遺族に支給する。

（退職手当の支給制限）

- 第11条 次の各号の一に該当する者について、一般の退職手当を不支給又は減額とすることができる。
- (1) 就業規則第52条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (2) 就業規則第5条の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者
 - 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。
 - 3 財団は、職員の退職が第1項第1号に該当するときは、機構・中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。

（予告を受けない退職者の退職手当）

- 第12条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

- 第13条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分

して支給する。

(遺族からの排除)

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱)

第15条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第16条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第17条 職員は、この規則に基づく退職手当の給付を受ける権利を譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年8月9日から施行する。

附 則(平成6年2月28日)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月27日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月 1日から施行する。

別表（第5条関係）

退職手当の支給率

勤続年数	自己都合	公務外死亡、 勸奨、定年	公務外傷病 (通勤傷病を除く)	公務上の傷病、 死亡及び整理	
1	0.5220	0.8700	0.8700	1.3050	(3.6a)
2	1.0440	1.7400	1.7400	2.6100	(4.5a)
3	1.5660	2.6100	2.6100	3.9150	(5.4a)
4	2.0880	3.4800	3.4800	5.2200	(5.4a)
5	2.6100	4.3500	4.3500	6.5250	
6	3.1320	5.2200	5.2200	7.8300	
7	3.6540	6.0900	6.0900	9.1350	
8	4.1760	6.9600	6.9600	10.4400	
9	4.6980	7.8300	7.8300	11.7450	
10	5.2200	8.7000	8.7000	13.0500	
11	7.7256	12.0713	9.6570	14.4855	
12	8.4912	13.2675	10.6140	15.9210	
13	9.2568	14.4638	11.5710	17.3565	
14	10.0224	15.6600	12.5280	18.7920	
15	10.7880	16.8563	13.4850	20.2275	
16	13.3893	18.5963	14.8770	21.6630	
17	14.6421	20.3363	16.2690	23.0985	
18	15.8949	22.0763	17.6610	24.5340	
19	17.1477	23.8163	19.0530	25.9695	
20	20.4450	25.5563	20.4450	27.4050	
21	22.1850	27.2963	22.1850	28.8405	
22	23.9250	29.0363	23.9250	30.2760	
23	25.6650	30.7763	25.6650	31.7115	
24	27.4050	32.5163	27.4050	33.1470	
25	29.1450	34.2563	29.1450	34.5825	
26	30.5370	36.1485	30.5370	36.1485	
27	31.9290	37.7145	31.9290	37.7145	
28	33.3210	39.2805	33.3210	39.2805	
29	34.7130	40.8465	34.7130	40.8465	
30	36.1050	42.4125	36.1050	42.4125	
31	37.1490	43.9785	37.1490	43.9785	
32	38.1930	45.5445	38.1930	45.5445	
33	39.2370	47.1105	39.2370	47.1105	
34	40.2810	48.6765	40.2810	48.6765	
35	41.3250	49.5900	41.3250	49.5900	
36	42.3690	49.5900	42.3690	49.5900	
37	43.4130	49.5900	43.4130	49.5900	
38	44.4570	49.5900	44.4570	49.5900	
39	45.5010	49.5900	45.5010	49.5900	
40	46.5450	49.5900	46.5450	49.5900	
41	47.5890	49.5900	47.5890	49.5900	
42	48.6330	49.5900	48.6330	49.5900	
43	49.5900	49.5900	49.5900	49.5900	
44	49.5900	49.5900	49.5900	49.5900	
45	49.5900	49.5900	49.5900	49.5900	

(注1) ()内は、最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額合計額をいう。